

藤沢市立学校施設再整備基本方針

～学校施設の長寿命化に向けて～



2021年（令和3年）3月
藤沢市教育委員会

目次

はじめに

「藤沢市立学校施設再整備基本方針」の目的	1
「藤沢市立学校施設再整備基本方針」改定の経緯	1

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

1 学校数の推移	3
2 市の人口及び児童生徒数の推移と今後の見込み	4
3 これまでの学校施設整備の取組	5
(1) 児童生徒急増期以降の取組	5
(2) 学校施設の耐震化	5
(3) 現在の取組	5
4 学校施設の現状と課題	6
(1) 老朽施設の解消	6
(2) 学習環境や学校生活環境の整備	7
(3) 多様化する教育ニーズへの対応	7
(4) 学校規模の適正化	7

第2章 国の動向

1 学校施設の長寿命化	10
(1) 長寿命化計画策定の推進	10
(2) 長寿命化改修の概要	10
(3) 小・中学校施設整備指針の改訂	12
2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進	13
(1) 新学習指導要領の改訂	13
(2) 少人数学級の推進	13
(3) 小中連携、一貫教育の推進	13
(4) インクルーシブ教育の推進	14
(5) 地域と学校の連携・協働（コミュニティ・スクール）	14
(6) 学校におけるICT環境整備	14
(7) 放課後子ども総合プラン及び新・放課後子ども総合プラン	15
(8) 学校における働き方改革	16
(9) 持続可能な開発目標（SDGs）	16

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

1 基本理念	18
2 教育の現状と課題及び今後の方向性	19
3 学校施設に求められているもの	20

第4章 学校施設の長寿命化における基本的な考え方

1 基本的な考え方の検討	23
2 改築による維持・更新コスト	24
3 長寿命化に向けた検討	25

(1) 劣化状況の実態把握と評価の数値化	25
(2) 建物の目標使用年数の検討	27
(3) 改修周期及び期間の検討	27
(4) 整備水準の検討	28
(5) 整備手法の検討	28
(6) 標準諸室の設定及び整備面積の想定	30
4 長寿命化整備方針	30
(1) 老朽化等の課題のある施設の抽出	30
(2) 整備方針	31
(3) 長寿命化による維持・更新コスト	32
(4) 実施計画の策定に向けた検討, 運用	32
5 既存施設の適正な管理, 運営	33
(1) 施設の安全対策・維持保全	33
(2) 教育・学校生活環境整備	33
(3) 新たな教育ニーズに対応する諸整備	34
6 学校の複合化, 適正配置の検討	34
(1) 他機能施設との複合化	34
(2) 学校の適正規模・適正配置の検討	35

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

1 学校施設再整備実施計画の策定に向けて	37
----------------------	----

(別表)

【小学校】標準諸室想定	38
【中学校】標準諸室想定	39

用語集	40
-----	----

(表紙) 鵜南小学校鳥瞰イメージ図

はじめに

「藤沢市立学校施設再整備基本方針」の目的

本市では、保有する多くの公共施設で今後施設の更新を迎えることとなりますが、大幅な税収増も見込めない中であって扶助費等の義務的支出の増大により公共施設の更新に必要な投資的経費の確保が難しくなっています。

こうした状況の中でも継続的な行政サービスの提供を可能とするため、本市では平成26年3月に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、さらに事業を具現化するため、学校施設整備を含む「藤沢市公共施設再整備プラン」として再整備の方向性を示しています。

また、学校施設は学校教育の実践を目的とした教育施設であり、さらに施設数も多数にわたり、他の公共施設とは異種の性質をもっていることから、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づくなかで、老朽施設の解消、維持保全、環境整備等の実施を計画的に図るため、その道筋となる学校施設独自の総合的な「学校施設再整備計画」を策定するための基本的な考え方（基本方針）を整理することを目的としています。

「藤沢市立学校施設再整備基本方針」改定の経緯（令和3年3月）

「藤沢市立学校施設再整備基本方針」に基づき、平成28年2月に、整備対象校の個別整理、具体的な整備手法や実施時期、事業費等を検討した「藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画」を策定し、六会中学校屋内運動場改築事業や鵜南小学校等改築事業の再整備事業の実施、また、学校施設の環境整備、維持管理にかかる各種事業を行ってまいりました。

令和2年度で、第1期実施計画の計画期間である5年が経過し、学校施設の状況としては、特に昭和40～50年代の人口急増期に建設された多くの建物の老朽化がさらに進んでおり、学校施設の安全や適切な教育環境を確保していくためには、これまで以上に老朽化の解消にかかる対策を早期に実施していくことが不可欠な状況となっています。

しかしながら、今後とも大幅な税収増が見込めない中で、限られた財源の中で、より多くの学校施設の老朽化対策を実施していくためには、トータルコストの縮減や予算の平準化の観点を踏まえた中長期的な視点に基づく長寿命化に向けた整備方針の検討が必要となっています。

このたび、第1期実施計画の期間の終了に伴い、これまでの国の長寿命化計画策定にかかる方針や教育政策等の動向を踏まえ、学校施設の安全や機能・性能を確保することを最優先として、中長期的な視点に基づく長寿命化に向けた整備方針について新たに追加する等、基本方針の見直しを行うものです。

第1章

藤沢市立学校施設の現状と課題

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

1 学校数の推移

本市立学校は、小学校が平成6年度に分離新設した石川小学校を最後に35校、中学校では昭和61年度に分離新設した羽鳥中学校を最後に19校で現在に至っており、特別支援学校1校を含め、全55校となっています。

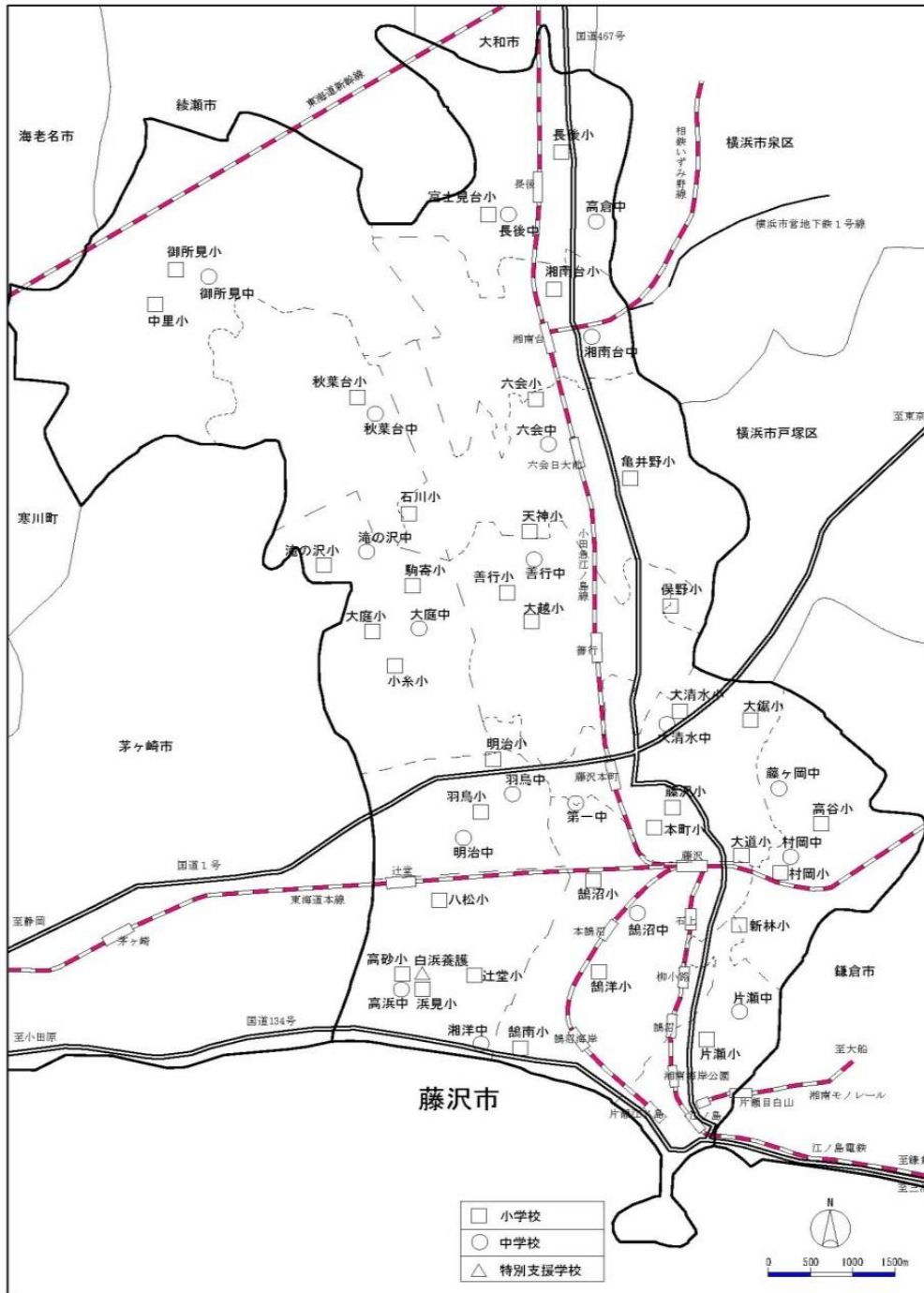


図1-1 学校位置図

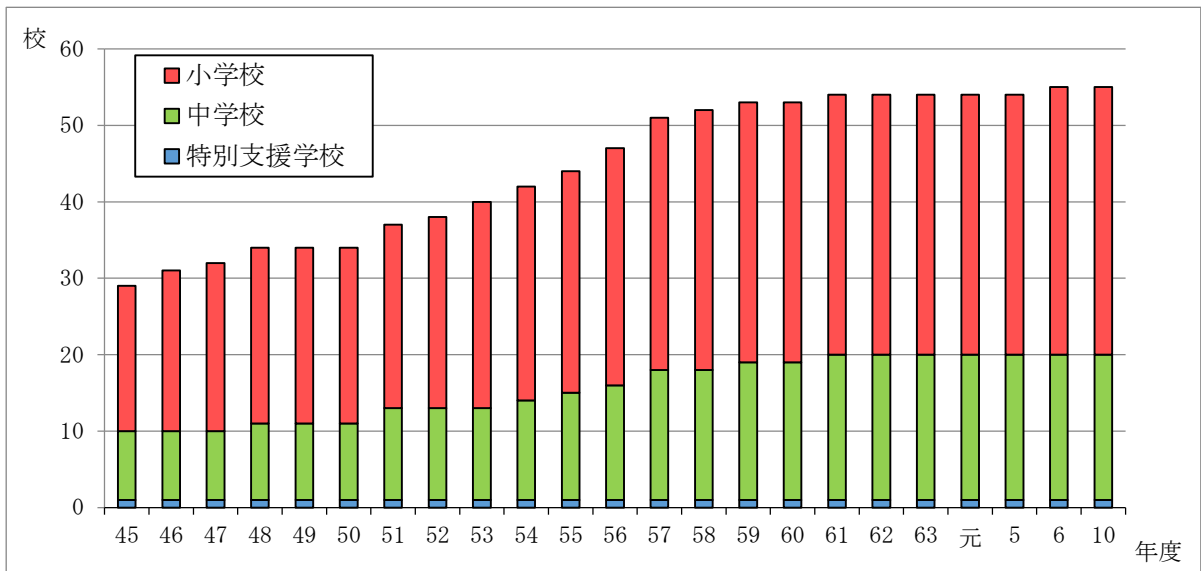


図1-2 学校数の推移

2 市の人口及び児童生徒数の推移と今後の見込み

本市の人口は、令和2年5月現在約43万6,000人で、今後も増加を続け、令和12年に最大値を迎え、その後ゆるやかに減少に転じると見込まれています。

また、児童生徒数については、昭和55年から昭和60年の約4万7,000人をピークに年々減少し、平成15年の約3万800人を境に微増に転じ、令和2年5月現在では約3万4,000人となっています。

小学校の児童数は、令和2年5月現在で2万3,234人となっており、今後の見込みとしては、令和6年まではほぼ横ばいで推移しますが、令和7年から徐々に減少傾向に転じ、令和12年には約1万9,700人に、令和22年には約1万9,300人に、令和37年には約1万9,100人となる見込みであり、令和2年と比較すると約4,000人（約17%）減少する見込みとなっています。

また、中学校の生徒数は、令和2年5月現在で1万558人となっており、今後の見込みとしては、令和11年まではほぼ横ばいで推移しますが、令和12年から徐々に減少傾向に転じ、令和22年には約8,600人となる見込みです。その後、僅かな微増傾向に転じ、令和37年には約8,800人となる見込みで、令和2年現在と比較すると約1,700人（約16%）減少する見込みとなっています。

なお、児童生徒数の見込みの算出については、児童数は令和8年度まで、生徒数は令和14年度までは、住民基本台帳に基づく「令和2年度児童・生徒数推計（以下、児童生徒数推計）」を採用しており、それ以降の見込みについては、平成27年実施国勢調査に基づく「2017年度藤沢市将来人口推計」の地区別人口増減率を反映させたものです。

【計算例】藤沢小学校の令和9年度児童数見込み

令和8年度見込み（児童生徒数推計より）⇒566人

藤沢小学校…藤沢地区

藤沢地区の人口増減率（令和8年度から令和9年度）⇒98.0%

令和9年度見込み：566人 × 98.0% = 555人（切り上げ）

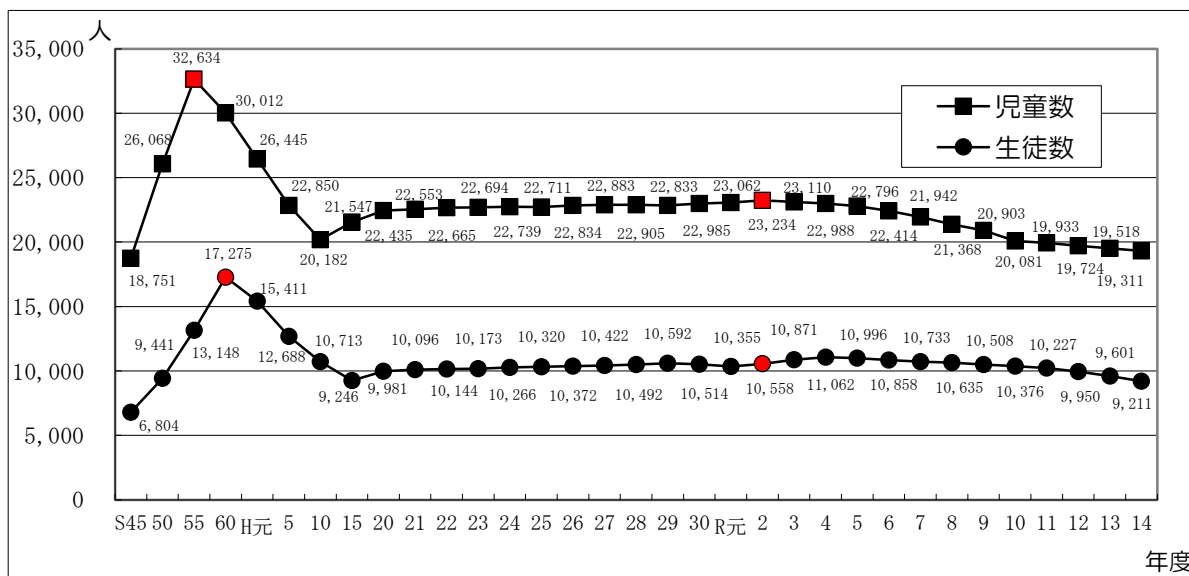


図1-3 児童生徒数の推移

3 これまでの学校施設整備の取組

(1) 児童生徒急増期以降の取組

本市におけるこれまでの学校施設整備の取組は、昭和40年代から50年代にかけて、本市への人口流入と児童生徒急増期を迎えたことで小学校・中学校ともに分離新設校の設置に取り組みました。昭和60年頃には児童生徒数増加のピークを迎え、その後、減少傾向となったことから、平成に入り建築後30年から40年程度が経過した学校施設の改築に取り組みむとともに、管理諸室の空調設備整備、外壁補修やグラウンド改修、プールや放送などの設備改修など様々な事業を行ってきました。

(2) 学校施設の耐震化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の被害状況を受け、全国的に学校施設の耐震化が求められたことから、本市においても改築事業の実施から、旧耐震基準*の校舎及び屋内運動場の耐震化を優先し、平成23年度には全施設の耐震化工事を完了しました。

(3) 現在の取組

現在の取組としては「藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画」に基づき、鵠南小学校の全面改築事業や六会中学校の屋内運動場改築事業を進めるとともに、学校施

設・設備などの整備・充実を図るため、トイレ改修や空調設備整備，外壁・防水改修等の環境整備，設備機器の更新等を進めています。なお，令和2年3月に改定の「第3期藤沢市教育振興基本計画」の基本方針の一つとして，「安全・安心で，学びを支える学校づくりを進めます」という内容を盛り込み，今後も，子どもたちが安心して学ぶことができる学校施設の整備に取り組んでいきます。



六会中学校屋内運動場(令和元年度完成)



改修によりリニューアルされたトイレ

4 学校施設の現状と課題

(1) 老朽施設の解消

本市の学校施設は，平成23年度に完了した本町小学校校舎棟の改築をもってすべての校舎棟，屋内運動場の耐震化が完了していますが，令和2年現在，使用年数が40年を経過した校舎棟を保有する学校が32校，30年を経過した学校は44校となっており，老朽化が著しい状況となっています。

また，屋内運動場についても，使用年数が40年を経過した学校が30校，30年を経過した学校は42校となっており，校舎棟と同様に老朽化が進んでいるとともに，一部の学校では児童生徒数に対してアリーナ面積が不足するなど，狭あいの状況になっています。

こうした状況の中，老朽化への対応として，施設の改築や長寿命化改修等の早期実施が求められており，財源確保の観点から，将来的な学校規模に基づく事業費算定などの課題整理が必要となっています。

また，将来的に，一斉に大規模改修や更新期を迎えることから，施設整備の方針を明確化することが必要です。

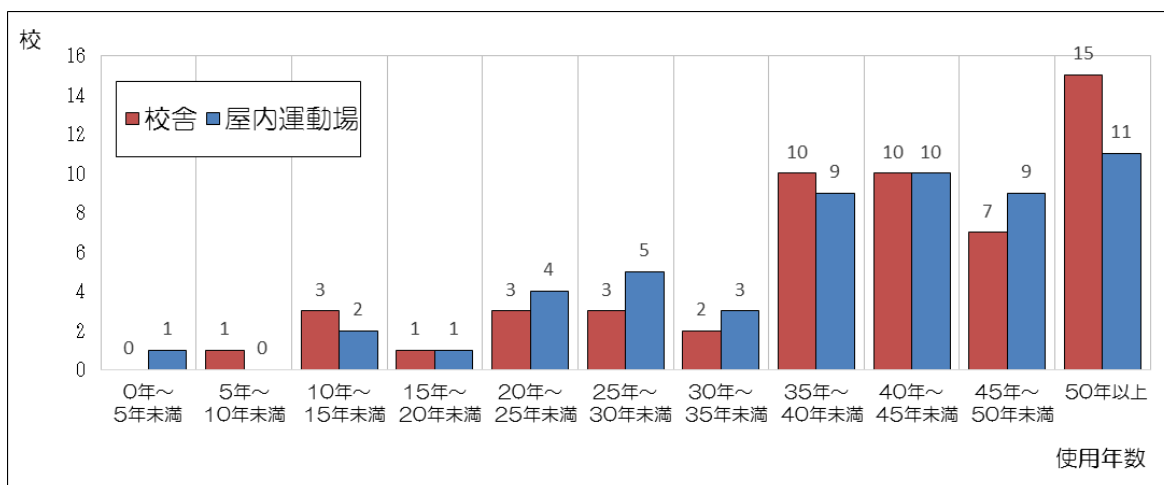


図1-4 校舎・屋内運動場の使用年数

(2) 学習環境や学校生活環境の整備

施設に付帯する設備や機器類についても改修や更新などを行っているものの、耐用年数*を経過したものも多く使用している状況です。こうした付帯設備や機器類の改修及び更新を計画的に進めていくとともに、近年の猛暑対策としての空調設備整備やトイレ改修、グラウンド整備など、学習環境や学校生活環境の整備も求められています。

(3) 多様化する教育ニーズへの対応

子どもたちが学びで得たことを活用し、他者と関わり合いながら未来を生きる力を育てるためには、豊かな創造力を育む教育環境が必要であることから、近年では、授業や指導の少人数化、ICT*を導入した授業の実施、必要に応じ児童生徒に対するカウンセリングや相談機能の充実など個々へのきめ細やかな対応が求められています。今後、これらの状況に応じ、学校施設をいかに対応させていくかが課題となっています。

(4) 学校規模の適正化

全国的には児童生徒数が減少傾向にあるなか、本市では宅地開発等により現在も増加している地域では教室不足が生じ、11校で仮設校舎による対応を図っている学校がある一方、地域によっては児童生徒数の減少により適正規模*に達していない学校があるなど学校規模の格差が生じている状況です。

過大規模となっている学校においては、児童生徒数に比して屋内運動場・グラウンドなどが狭あいとなり、授業のカリキュラムにおいて特別教室や屋内運動場、グラウンド、プールなどの割り振りに融通がきかない状況があること、また、小規模となっている学校においては、児童生徒間の多様な交流が十分でない状況も懸念されることなどから、教育活動における一定の質の維持に課題が生じています。

このようなことから、適切な教育活動を行うには学校規模の適正化が喫緊の課題となっています。しかし、過大規模となっている小学校だけでなく、その隣接している地域に目を向けても短期的には大幅な児童数減少の見込みがなく、現状では学区変更による学校規模の適正化は非常に困難な状況ですが、今後とも継続的な検討を進めていくことが必要です。

令和2年5月1日現在

(標準学級数：単位：校)

区 分	規 模					合 計
	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)	
小学校	0	0	27	6	2	35
中学校	0	3	16	0	0	19

令和8年<推計> ※1学級あたり、小学校は35人、中学校は40人で計算。

(標準学級数：単位：校)

区 分	規 模					合 計
	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)	
小学校	0	2	23	8	2	35
中学校	0	5	13	1	0	19

表1 適正規模の状況

第2章 国の動向

第2章 国の動向

1 学校施設の長寿命化

(1) 長寿命化計画策定の推進

国土交通省を中心に、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」において、各地方公共団体は、令和2年頃までに個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められたことを踏まえ、文部科学省は、平成27年4月に、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（以下、文科省手引き）を作成し、個別施設ごとの長寿命化計画に盛り込むべき事項やポイント、具体的な考え方を解説した手引きを作成しました。さらに、平成29年3月には、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（以下、文科省解説書）を公表し、長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的な留意点等を解説した解説書が示されました。

これらに基づき、学校施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを適切に把握し、適時・適切な整備ができるよう改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備していくことが求められており、改築から長寿命化改修への転換等により実行可能な計画とすることが大切としています。

(2) 長寿命化改修の概要

「文科省手引き」では、老朽化対策の基本的な考え方として、次のように示しています。

①計画的整備

- ・今後、老朽化した施設が更に増加する中で、将来の財政状況も見通しつつ、安全性を最優先として、計画的に整備を進める必要がある。
- ・施設の劣化に伴い、点検や修繕等に要する技術の高コスト化、改修の範囲の拡大により費用は増加することから、施設に不具合があった際に保全を行う「事後保全*」型から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全*」型の管理へと転換していくことが求められる。

②長寿命化

<耐用年数>

- ・学校施設の改築までの平均年数は、42年程度であるが、実際の耐用年数は、適切な維持管理がなされ、強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせられるような長寿命化も可能である。

<費用の縮減、工期の短縮、環境負荷の低減>

- ・長寿命化改修は、改築と比較して工事が大幅に減少するため、費用の縮減や工期の短縮を行うことができる。また、廃棄物排出量や二酸化炭素発生量が減少するため環境負荷の低減が図られる。

<教育環境の確保>

- ・長寿命化改修への転換により、限られた予算でより多くの施設の安全性を確保

しつつ、機能の向上を図ることができ、子どもたちにとって快適で居心地の良い学習・生活の場を確保することができる。

・長寿命化改修の実施に当たっては、多様な学習内容・学習形態を考慮し、教育環境の質的向上を図るとともに、省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、防災機能の強化、木材の活用、バリアフリー化など現代の社会的要請に応じた整備を行う「レトロフィット」の視点を取り込むことが重要である。

このように、安全性の確保を最優先として、国・地方の厳しい財政状況の下、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、「事後保全」型から、「予防保全」型の管理に転換していくことが必要であり、また改築より工事費が安価で廃棄物や二酸化炭素排出量が少ない長寿命化改修への転換が必要としています。

ただし、一定の要件を満たさない施設については、長寿命化改修には適さないとしており、構造体の耐久性が確保されない施設や、教室等の配置計画、改修では近年の教育内容・方法に適應させることが困難な施設など、実状により改築せざるを得ない施設などがあることにも留意すべきとしています。

1. 長寿命化改修とは

学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能。

2. 長寿命化改修のメリット

- ① 工事費用の縮減、工期の短縮が可能
 - ・構造体（柱やはり）の工事が大幅に減少するため、工事費用が建て替えと比較して**4割程度縮減**。
 - ・工期も大幅に短縮
- ② 建て替えた場合と同等の教育環境の確保が可能
 - ・ライフラインや仕上げ、機能の一新が可能
 - ・間取りを変更することも可能
- ③ 廃棄物量が少ない
 - ・排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない
 - ・廃棄物処理に係るコストの削減が可能

図2-1 長寿命化改修の概要



(3) 小・中学校施設整備指針の改訂

学校施設整備指針は、文部科学省において、学校教育を進める上で必要な施設機能確保するため、施設計画及び設計における留意事項を学校種ごとにまとめられたもので、学習指導要領の改訂や社会状況の変化等に対応するため、平成30年4月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置され、平成31年3月に改訂されました。

全国的に、児童生徒数が減少傾向にあり、また、廃校の発生もあるなかで、学校施設の老朽化は著しく進行しており、緊急的に老朽対策を必要とする学校については早期老朽解消を目指して取り組んでいるところであり、新たな施設整備指針としては、特に留意すべきこと、更に充実を図るべきこととして、次に掲げる7つの視点から、学校施設を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえ、内容の充実が行われました。

- ① 学校施設の機能向上
- ② 新学習指導要領への対応
- ③ ICTを活用できる施設整備
- ④ インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組
- ⑤ 教職員の働く場としての機能向上
- ⑥ 地域との連携・協働の促進
- ⑦ 変化に対応できる施設整備

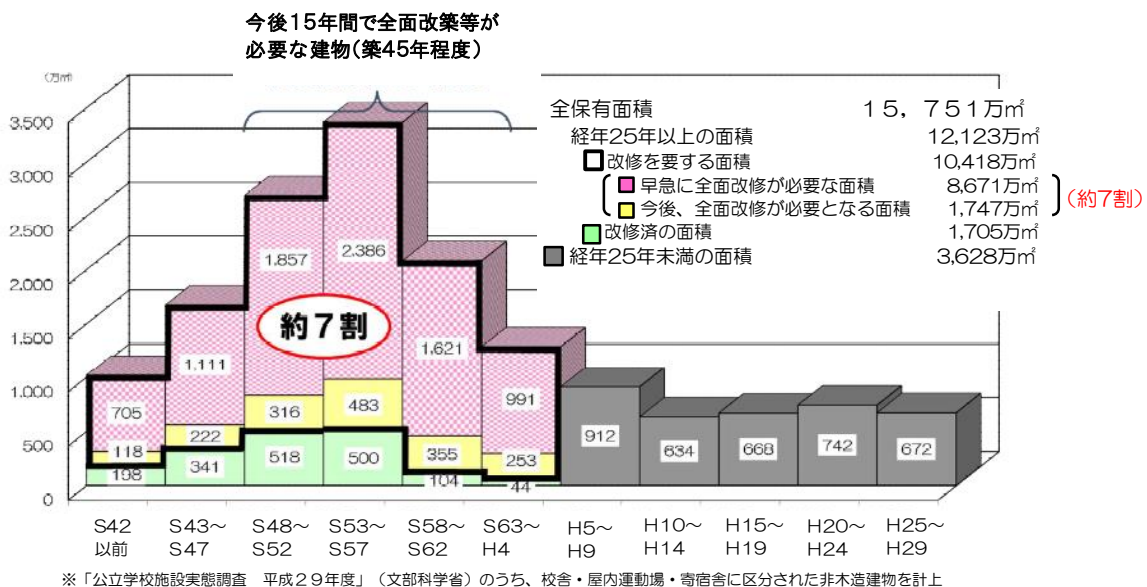


図2-2 経年別保有面積(公立小中学校)

出典:「これからの小・中学校施設の在り方について」平成31年(文部科学省)

2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進

(1) 新学習指導要領の改訂

平成29年3月に新しい学習指導要領が告示され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となります。

今回の改訂では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指としています。

そのために学校教育の改善・充実の好循環を生みだすカリキュラムマネジメントの実現や子どもたちに「生きる力」を育むために、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。学習内容については、小・中学校ともに言語能力の育成、道徳教育、プログラミング教育、体験活動などの充実を図るとともに、小学校においては、外国語活動及び外国語科が導入されています。

(2) 少人数学級の推進

文部科学省では、教育現場が抱える様々な課題に適切な対応ができるよう、35人以下学級を推進しています。平成23年度には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、義務標準法）及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を行い、小学校1年生の学級編制の標準を40人から、35人に引き下げるとともに、都道府県や市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるよう学級編制の権限にかかる見直しを行いました。

それに伴い、神奈川県では、平成24年度から、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育の実現を図るため、国からの教職員の加配定数*を活用することで、小学校2年生における少人数学級を実施することとし、本市においても、小学校1年生と併せ、2年生の35人学級の実施を開始しました。

その後、令和2年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、全国一斉の学校休校措置や感染状況に応じた分散登校、オンライン授業の実施など、新しい生活様式の実践が学校運営にも求められており、国は、少人数学級を拡充するため、義務標準法を改正し、令和3年度から小学校の学級編制の標準を段階的に5年かけて35人に引き下げることとしています。

(3) 小中連携、一貫教育の推進

子どもや社会の状況は大きく変化し、現行の学校教育制度が導入された当時と比べ児童生徒の発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム*や中1ギャップ*などの課題が指摘されています。このような課題に対応するために、小中一貫教育の取組が行われています。

小中一貫教育については、義務教育9年間を現状の「6・3制」の区分をはずし、9年間を一体的にとらえ、「4・3・2制」や「5・4制」など融通性のある教育方

針を定めることができるとしています。「中1ギャップ問題」の解消、学力向上や児童生徒指導においても有効であり、児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心、健やかな身体を保障するとともに、いじめや不適應を解消し、さらに充実した学校生活を送ることができるようにするためのシステムです。しかし、小中一体型を新設するためのコストや通学距離の問題、教職員間の意識の共有化や一部教員の授業時間増加など課題も多く捉えられています。

(4) インクルーシブ教育の推進

「障害者の権利に関する条約」の国連における採択、政府の障がい者制度改革の動き、「障害者基本法」の改正、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等を定めた「障害者差別解消法」の施行等により、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）を目指すことが重要であるとされています。共生社会の形成に向けては、インクルーシブ教育システム*の理念が重要です。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

(5) 地域と学校の連携・協働（コミュニティ・スクール）

学校は子どもたちの学習の場だけでなく、地域コミュニティの形成など多様な役割を担っていることを踏まえ、平成27年12月「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申）において、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進の必要性が挙げられました。地域住民が学校を利用することも念頭に置き、安全・安心で質の高い施設整備を行い、コミュニティスペース等の活用を進めることが重要としています。

この答申を踏まえ、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び社会教育法が改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みとして学校運営協議会を設置することが努力義務となり、「地域学校協働活動」の推進や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が定められました。

(6) 学校におけるICT環境整備

新学習指導要領において、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュ

ータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。また、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、積極的にICTを活用することが想定されています。

新学習指導要領の実施を見据え、文部科学省において「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめられ、この方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」が策定されました。また、2019年12月に、文部科学省から「GIGAスクール構想の実現」に向けた整備事業が公表され、早期に「1人1台端末」の整備が求められています。

○目標とされている水準

<教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）>

- ・学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- ※「GIGAスクール構想の実現」により、1人1台端末の整備が求められている。
- ・指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
 - ・大型提示装置、実物投影機100%整備 各普通教室1台、特別教室用として6台（実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備）
 - ・超高速インターネット及び無線LAN100%整備
 - ・統合型校務支援システム100%整備
 - ・ICT支援員 4校に1人配置
 - ・上記のほか、学習用ツール、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアも整備

（7）放課後子ども総合プラン及び新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材育成や、共働き家庭が直面する「小1の壁*」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、一体型を中心とした放課後児童クラブ*と放課後子ども教室*の計画的な整備が進められてきました。

平成30年9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的とした、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、次のとおり目標が設定されています。

○「新・放課後子ども総合プラン」の目標（2019～2023年）

- ・放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえ計約30万人分を整備（約122万人→約152万人）。
- ・全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内等で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- ・両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

（8）学校における働き方改革

平成31年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、教職員の働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革の目的を実現するため、総合的な方策が示されました。

○働き方改革における総合的な方策

- ・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進
- ・学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ・学校の組織運営体制の在り方
- ・教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- ・スクールロイヤーを導入し学校で発生した問題の早期対応・早期解決

（9）持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）

平成27年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、17のゴール（目標）と、その下位目標である169のターゲットから構成されています。

ゴール（目標）の1つとして「教育（質の高い教育をみんなに）」が設定されており、「2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」などのターゲット（下位目標）が定められました。



第3章

藤沢市が目指す教育のあり方

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

1 基本理念

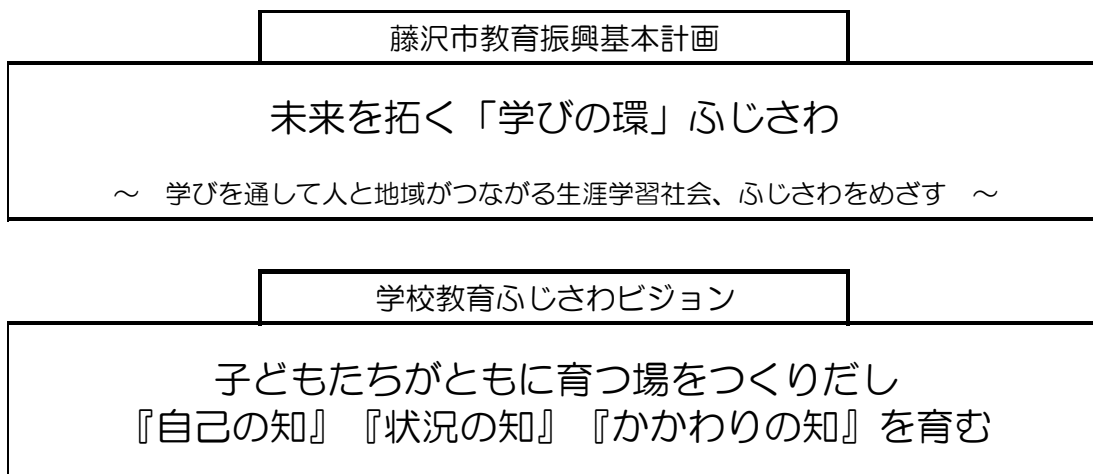
本市教育委員会では、平成15年に本市学校教育のあるべき姿やそれを目指す理念を示した「学校教育ふじさわビジョン」を策定しています。その後、平成23年に本市の教育のこれまでの取組を整理し教育に関する総合的な中期計画として「藤沢市教育振興基本計画」を策定し、これを受けて平成24年度に「学校教育ふじさわビジョン」を改定しています。

「学校教育ふじさわビジョン」においては、学校教育に特化したなかで本市が目指す教育のあり方を示しており、子どもたちが未来を切り開くための「生きる力」、基礎的かつ基本的な学力の定着、広く地域と協働する学校の姿、子どもたちの学びを支える教師のあり方を「めざす子ども像」「めざす学校像」「めざす教師像」として示しています。

藤沢市教育振興基本計画では、「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を基本理念に3つの目標として、「①一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する」「②多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する」「③学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する」を掲げ、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの連携の下、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会ふじさわを目指して、本市の教育の振興に取り組んできました。

平成28年には、「ふじさわ教育大綱」を策定し、学びを通して未来への夢や目標に向かって生きる力を育み、誰もが手を携えて、生涯にわたって学び続け、幸せなまちをつくりたいという願いを表しました。

令和2年3月には、藤沢市教育振興基本計画の2回目の改定にあたり、新たな時代に向けても、基本理念は変わることのない理念として位置づけ、3つの基本目標も継承することとし、第2期計画における主な課題や社会情勢の変化について整理を行い、5つの基本方針と18の施策の柱を位置づけました。



2 教育の現状と課題及び今後の方向性

本市教育委員会では、これまで1で示した基本理念の達成に向け、教育振興基本計画において、次の3つの目標、5つの基本方針を定めております。

(3つの目標)

- ①一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する
- ②多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- ③学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

(5つの基本方針)

- ①ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します
- ②安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます
- ③子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます
- ④人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします
- ⑤すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

具体的には、ハード面において特に考慮すべき取組として、以下のような施策を行っていくこととしています。

重点項目	具体的施策
①確かな学力の向上	新しい学習指導要領や学校教育ふじさわビジョンに則った特色ある教育の実践，外国語教育や活動の推進，ICTを活用した情報活用能力の育成
②-1 命を守る教育の推進	防犯や防災教育の推進
②-2 安全・安心で快適な学校施設等の整備	児童生徒の安全の確保にかかる防犯システムの整備，施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の計画的な整備
②-3 学びを支える質の高い教育環境の整備	特別支援学級や通級指導教室の整備，情報活用能力の向上や教員の働き方改革の促進にかかるICT環境の整備，学校の統廃合や通学区域の見直し等の学校適正配置の検討
③学校・家庭・地域等の連携・協働の推進	家庭教育の支援：幼稚園・保育所等との連携の推進や放課後の児童の居場所づくり，またPTA活動との協働など

以上のように、これからの学校施設の整備にあたっては、これらの様々な施策を継続して実施していくことが重要です。

これからの学校施設において充実すべき機能としては、

- ①子どもたちの安全を確保する教育環境の整備，学校施設の老朽化の解消及び学習環境の機能向上
 - ②新しい学習指導要領に対応できる施設整備
 - ③ICTを最大限に活用できる施設整備
 - ④インクルーシブ教育システムの構築につながる施設整備
 - ⑤教職員の働き方改革の促進にかかる機能向上
 - ⑥地域との連携・協働の促進を支援する施設整備
 - ⑦社会環境等の変化に柔軟に対応できる施設整備
- などが挙げられます。

以上の施策を中心として、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりをめざしていきます。加えて、子どもの豊かな学びを創造し、地域とともにある学校づくりを推進し、地域に開かれた信頼される存在となるために、学校と家庭・地域、行政が連携し、より望ましい学校づくりに取り組んでいく必要があります。

3 学校施設に求められているもの

前段の「教育の現状と課題及び今後の方向性」から、図3のとおり、学校施設に求められている機能を導き出しています。

学校施設は、児童生徒が安全・安心で快適に学習活動や学校生活を送るための環境が求められるのは言うまでもありませんが、今後、再整備にあたっては、学校施設に求められる普遍的な機能にあわせ、一層の教育力向上を踏まえた施設整備が必要となってきます。

「教育の現状と課題及び今後の方向性」から学校施設に求められている機能

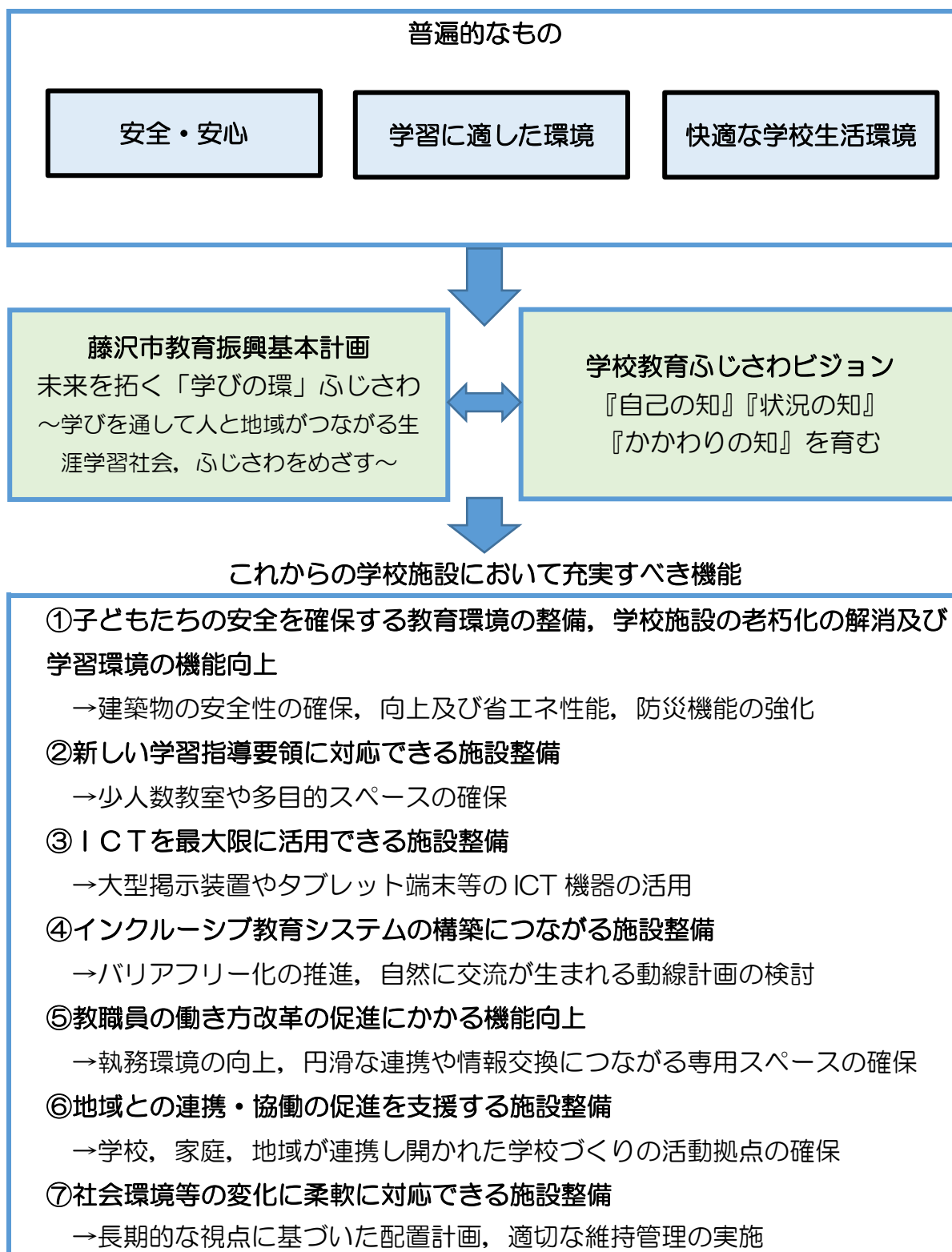


図3 「教育の現状と課題及び今後の方向性」から学校施設に求められている機能

第4章

学校施設の長寿命化における 基本的な考え方

第4章 学校施設の長寿命化における基本的な考え方

1 基本的な考え方の検討

平成26年3月に策定された「藤沢市公共施設再整備基本方針」は、本市の学校施設も含めた全ての公共施設の建物の再整備について検討したもので、「公共施設の安全性の確保」「公共施設の長寿命化」「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を再整備の基本的な考え方としています。

これに基づいて、現行の基本方針では、老朽施設の解消、維持保全、環境整備等の実施を計画的に図るため、その道筋となる学校施設独自の総合的な「学校施設再整備計画」を策定するための基本的な考え方を整理することを目的に、「老朽施設の解消」「既存施設の適正な管理・運営」「学校規模の適正化・学校の統廃合の検討」を基本方針の柱として位置づけました。

現在、文部科学省では、「文科省手引き」において、老朽化対策の基本的な考え方として、将来的な財政状況を見通しつつ、安全の確保を最優先に、「事後保全」型から、「予防保全」型の管理への転換、また、「改築」から「長寿命化改修」への転換が必要としています。

本市においても、今後とも大幅な税収増は見込めず、近年は、厳しい財政状況となっており、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保するとともに、機能向上を図っていくには、事業費の削減を考慮しながら、実現性のある整備計画としなければなりません。

そのため、中長期的な学校施設のトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、計画的に老朽化対策を進めていくため、学校施設の現状把握・分析等を行い、長寿命化に向けての必要な検討を行います。

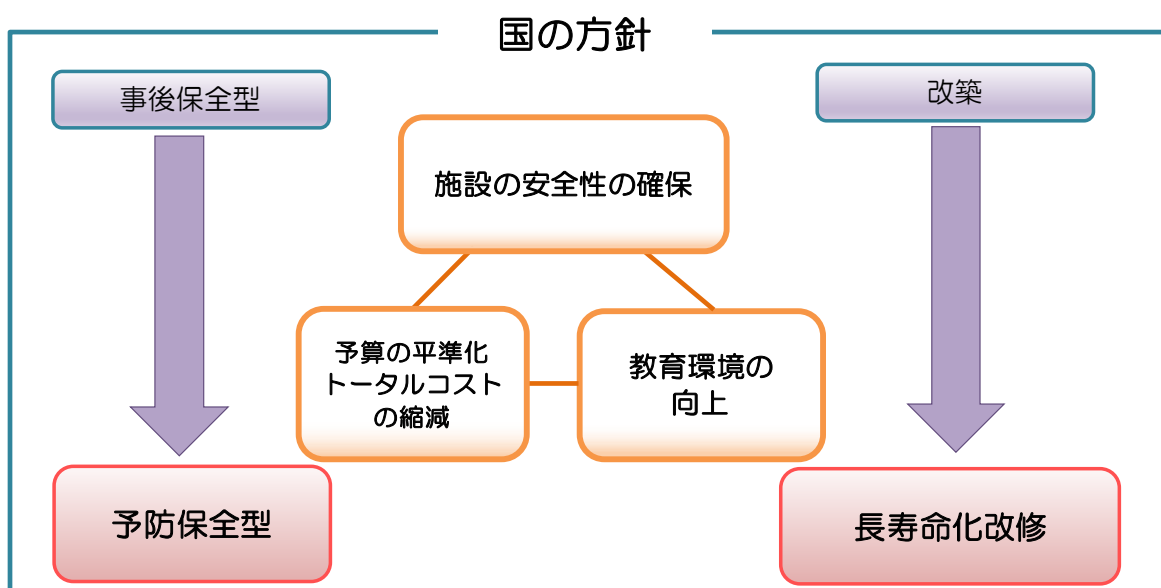


図4-1 国の方針

2 改築による維持・更新コスト

改築を中心とした整備計画として、建物使用年数60年程度で改築を実施する計画とした場合、今後40年間の経費は、これまでの1年間あたりの投資的経費23.4億円の支出に対して、約2.9倍となる67.3億円の経費がかかる見込みとなり、試算上、学校施設を改築により更新していくことは、極めて困難な状況です。

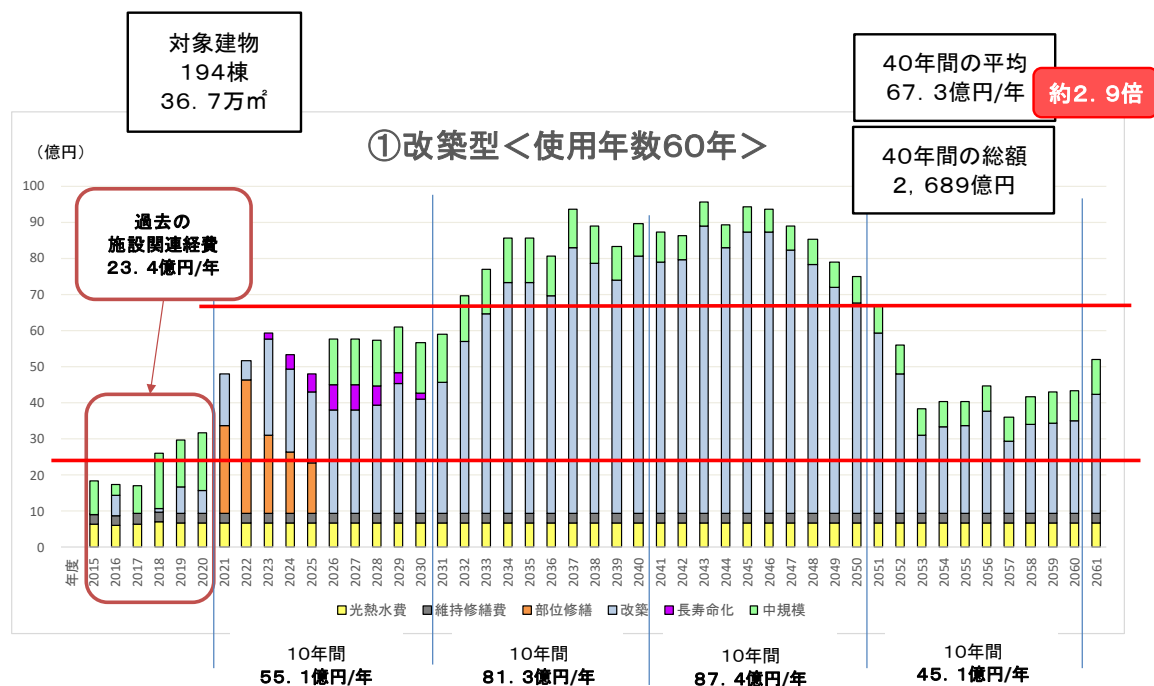


図4-2 改築型グラフ

※整備面積は、各校の校舎及び屋内運動場の現保有面積に、1.5倍の面積を乗じたもの。
 ※改築までの期間は、各種施設、設備の修繕を想定した中規模改修を20年周期で実施することを想定。

3 長寿命化に向けた検討

改築を中心とした整備計画では、試算上、多額のコストが必要となるため、施設の安全性の確保、中長期的な維持管理や更新に係るトータルコストの縮減及び予算平準化の観点等を含めた長寿命化改修を中心とした整備計画に必要な検討を進めます。

(1) 劣化状況の実態把握と評価の数値化

学校施設の建物ごとの劣化状況等の実態を把握するため、「文科省解説書」の内容を参考に、過去に実施した耐震診断や耐力度調査の結果に基づき、コンクリート圧縮強度等の数値を調べ、構造躯体の評価を行いました。

また、外壁や設備など構造躯体以外の劣化状況等の評価（ランク分け）を行い、あわせて健全度として数値化及び建物の使用年数を反映させたものを劣化評価点で表します。

【屋根・屋上、外壁】 目視による評価		【内部仕上げ、電気設備、機械設備】 経過年数による評価	
評価	基準	評価	基準
A	概ね良好	A	20年未満
B	部分的に劣化 ⇒安全上、機能上、問題なし	B	20～40年未満
C	広範囲に劣化 ⇒安全上、機能上、不具合発生の兆し	C	40年以上
D	早急に対応する必要がある ⇒安全上、機能上、問題あり ⇒躯体の耐久性に影響を与えている ⇒設備が故障し施設運営に支障を与えている、等	D	経過年数にかかわらず著しい劣化事象がある場合

図 4-3 評価基準

<p>①部位の評価点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	評価点	A	100	B	75	C	40	D	10	<p>②部位のコスト配分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>コスト配分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 屋根・屋上</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>2 外壁</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>3 内部仕上げ</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>4 電気設備</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>5 機械設備</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	部位	コスト配分	1 屋根・屋上	5.1	2 外壁	17.2	3 内部仕上げ	22.4	4 電気設備	8	5 機械設備	7.3	合計	60	<p>健全度とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標。 ①部位の評価点と②部位のコスト配分を、下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。 なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を屋根・屋上、外壁に按分して設定している。
評価点	評価点																									
A	100																									
B	75																									
C	40																									
D	10																									
部位	コスト配分																									
1 屋根・屋上	5.1																									
2 外壁	17.2																									
3 内部仕上げ	22.4																									
4 電気設備	8																									
5 機械設備	7.3																									
合計	60																									
<p>③健全度（100点満点）</p> $\frac{\text{総和（部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分）}}{60}$ <p>*100点満点にするためにコスト合計値で割っている。 *健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。</p>	<p>④劣化指数（50点満点）</p> $\left(100 - \text{健全度} \right) \times 50\%$	<p>劣化評価点とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全度に建物の使用年数を反映したもので、数値が大きいほど整備優先順位が高いことを示す。 ③健全度を100点満点から差し引き、1/2することによって50点満点で劣化を表す④劣化指数とする。 ④劣化指数と建物の使用年数を加えた値を、各棟ごとの⑤劣化評価点とする。 建物が複数あり規模も異なることから、相加平均では正しい評価ができないため延床面積の加重平均で算出したものを学校ごとの⑥劣化評価点とする。 																								
<p>⑤劣化評価点</p> $\text{④劣化指数} + \text{建物の使用年数}$ <p>*劣化評価点は、数値が大きいほど整備優先順位が高いことを示す。</p>																										

図 4-4 評価算定方法

令和2年5月現在

順位	学校名	建物の 使用年数 (平均)	健全度 (平均)	劣化 評価点	現在		将来（令和37年度）	
					学級数	学校規模	学級数	学校規模
1	明治中学校	51	40.0	81.0	18	適正規模	21	適正規模
2	藤沢小学校	50	40.0	80.1	19	適正規模	18	適正規模
3	大越小学校	49	47.0	77.5	19	適正規模	12	適正規模
4	鵜沼中学校	46	47.0	77.2	22	適正規模	18	適正規模
5	鵜南小学校	41	52.0	76.2	17	適正規模	12	適正規模
6	俣野小学校	46	51.0	75.7	12	適正規模	12	適正規模
7	善行中学校	45	40.0	74.6	12	適正規模	9	小規模
8	明治小学校	47	46.0	74.4	25	大規模	30	大規模
9	長後小学校	50	57.0	73.9	26	大規模	24	適正規模
10	鵜洋小学校	49	48.0	73.6	34	過大規模	24	適正規模
11	羽鳥小学校	43	44.0	73.5	30	大規模	24	適正規模
12	湘南台中学校	37	40.0	72.0	15	適正規模	15	適正規模
13	富士見台小学校	53	62.0	71.9	20	適正規模	18	適正規模
14	高浜中学校	42	52.0	70.9	12	適正規模	12	適正規模
15	浜見小学校	42	64.0	70.5	12	適正規模	12	適正規模
16	村岡小学校	48	57.0	69.8	17	適正規模	18	適正規模
17	御所見中学校	47	57.0	68.9	12	適正規模	6	小規模
18	湘南台小学校	41	53.0	68.3	24	適正規模	18	適正規模
19	大庭小学校	45	57.0	67.0	16	適正規模	12	適正規模
20	新林小学校	43	53.0	67.0	18	適正規模	24	適正規模
21	中里小学校	43	53.0	67.0	12	適正規模	6	小規模
22	大鋸小学校	41	53.0	65.0	23	適正規模	24	適正規模
23	天神小学校	40	51.0	65.0	18	適正規模	18	適正規模
24	秋葉台中学校	36	63.0	64.7	11	小規模	9	小規模
25	鵜沼小学校	45	51.0	64.2	26	大規模	24	適正規模
26	高谷小学校	39	51.0	64.0	26	大規模	24	適正規模
27	小系小学校	39	51.0	64.0	12	適正規模	6	小規模
28	片瀬小学校	44	62.0	63.9	23	適正規模	18	適正規模
29	滝の沢小学校	42	58.0	63.9	19	適正規模	12	適正規模
30	大庭中学校	40	53.0	63.7	14	適正規模	9	小規模
31	亀井野小学校	44	62.0	63.0	19	適正規模	24	適正規模
32	駒寄小学校	38	51.0	63.0	18	適正規模	12	適正規模
33	大清水小学校	38	51.0	63.0	12	適正規模	12	適正規模
34	大道小学校	43	52.0	62.2	20	適正規模	24	適正規模
35	辻堂小学校	46	57.0	60.6	34	過大規模	36	過大規模
36	高倉中学校	39	62.0	58.0	12	適正規模	9	小規模
37	村岡中学校	38	69.0	56.6	17	適正規模	24	適正規模
38	羽鳥中学校	35	62.0	54.0	14	適正規模	9	小規模
39	八松小学校	45	58.0	53.7	22	適正規模	24	適正規模
40	御所見小学校	32	91.0	51.2	16	適正規模	12	適正規模
41	秋葉台小学校	41	88.0	49.0	20	適正規模	18	適正規模
42	滝の沢中学校	39	82.0	48.0	18	適正規模	12	適正規模
43	大清水中学校	37	84.0	45.0	9	小規模	9	小規模
44	湘洋中学校	18	81.0	43.0	21	適正規模	18	適正規模
45	石川小学校	27	75.0	40.0	20	適正規模	18	適正規模
46	長後中学校	27	75.0	40.0	10	小規模	9	小規模
47	高砂小学校	25	75.0	38.0	17	適正規模	24	適正規模
48	白浜養護学校	23	75.0	36.0	-	-	-	-
49	六会小学校	21	75.0	34.0	28	大規模	30	大規模
50	藤ヶ岡中学校	20	75.0	33.0	19	適正規模	21	適正規模
51	片瀬中学校	18	75.0	31.0	13	適正規模	6	小規模
52	六会中学校	12	91.0	17.0	20	適正規模	18	適正規模
53	善行小学校	11	93.0	15.0	15	適正規模	12	適正規模
54	第一中学校	12	100.0	12.0	19	適正規模	18	適正規模
55	本町小学校	9	100.0	9.0	24	適正規模	24	適正規模

※将来学級数は、1学級あたり、小学校は35人、中学校は40人で計算。

表4-1 劣化評価点順位

(2) 建物の目標使用年数の検討

学校施設における鉄筋コンクリート造の建物の法定耐用年数は、47年とされていますが、「文科省手引き」において、物理的な耐用年数はこれよりも長く、適切な維持管理がなされ、強度が確保される場合には70～80年程度、さらには、技術的には100年以上持たせられるような長寿命化も可能としています。

本市においても、この考え方を踏まえ、適切な時期に建物の長寿命化改修を実施することを前提として、建物の目標使用年数を80年に設定することとします。

(3) 改修周期及び期間の検討

建物を目標使用年数まで安全に維持していくためには、適切な維持管理や強度の確保が必要となります。そのため、目標使用年数である80年の中間期である使用年数40年程度で、躯体補強を含めた長寿命化改修を実施することが求められています。

また、学校施設は建物の更新だけでなく、空調や給排水、変電設備や照明など、さまざまな機械設備、工作物等についても計画的な更新が必要となります。そのため、長寿命化改修までの中間期及び改築までの中間期（使用年数20年及び60年程度）に予防保全的な対応として、空調設備の更新や給排水設備の改修等の中規模改修を実施することで、事後保全的な改修にかかる経費を削減することが可能となり、継続した教育環境の維持向上が図られます。

なお、想定する期間については、長寿命化改修実施の周期となる40年間（令和3年度から令和42年度まで）とします。

*使用年数40年で長寿命化改修、中間年で中規模改修を行い、機能向上を図る。

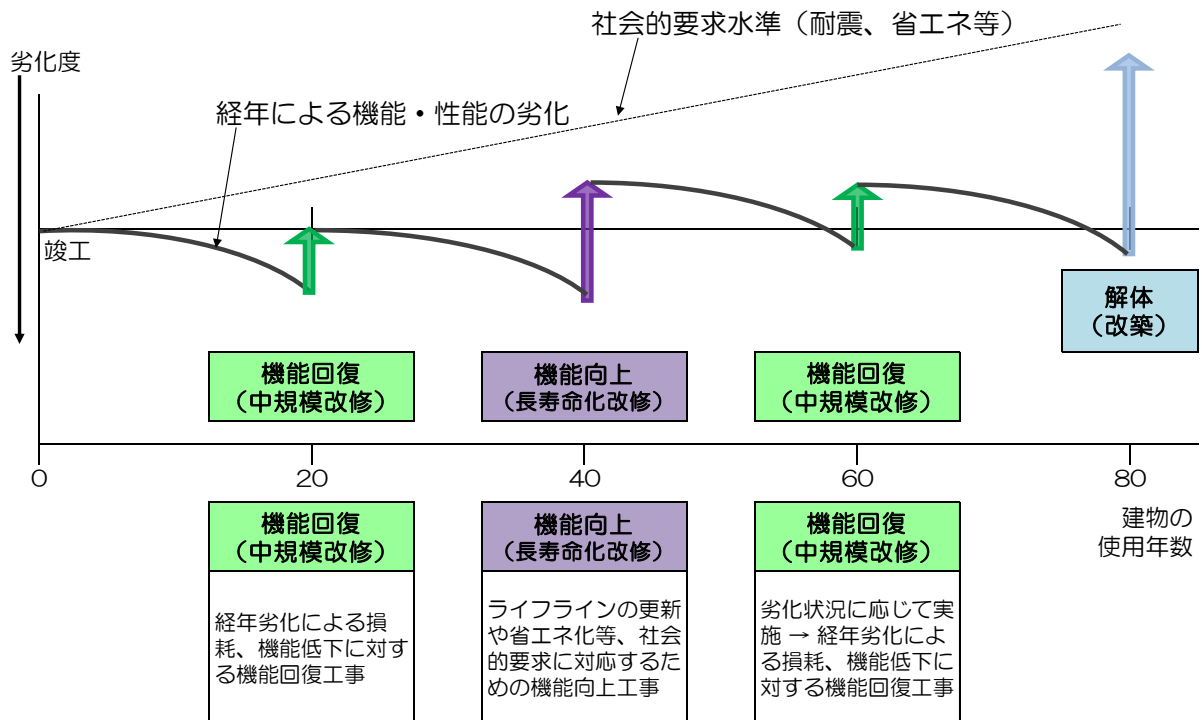


図4-5 長寿命化イメージ

(4) 整備水準の検討

中規模改修や長寿命化改修の実施にあたっては、建物ごとの劣化状況にあわせた予防保全的な改修を行うことが重要となりますが、単純に現状を維持するだけでなく、建物の耐久性を高めるとともに、前章の「これからの学校施設において充実すべき機能」の項目など、教育環境の向上につながる改修をあわせて実施することが求められます。(P.29 表4-2 整備水準)

(5) 整備手法の検討

整備手法の選定は、整備手法フローにより、長寿命化改修又は改築を判断します。

整備手法フローにおいて、構造体の耐久性が確保されない建物や、長寿命化改修のタイミングに適さないなどの理由から、改築の区分に整理した建物は、次のとおりです。

- ①過去の耐震補強時の診断結果や耐力度調査の結果に基づき、コンクリート強度の数値が国の基準を下回っている場合。
- ②旧耐震基準の建物のうち、使用年数が既に50年以上経過しており、費用対効果が望めない場合。

一方で、工事の実施段階においては、構造体の詳細な調査を行ったうえで、経済性や教育環境上の観点などを十分に考慮し、個別の建物ごとに長寿命化改修の可否を総合的に判断していくことが必要です。

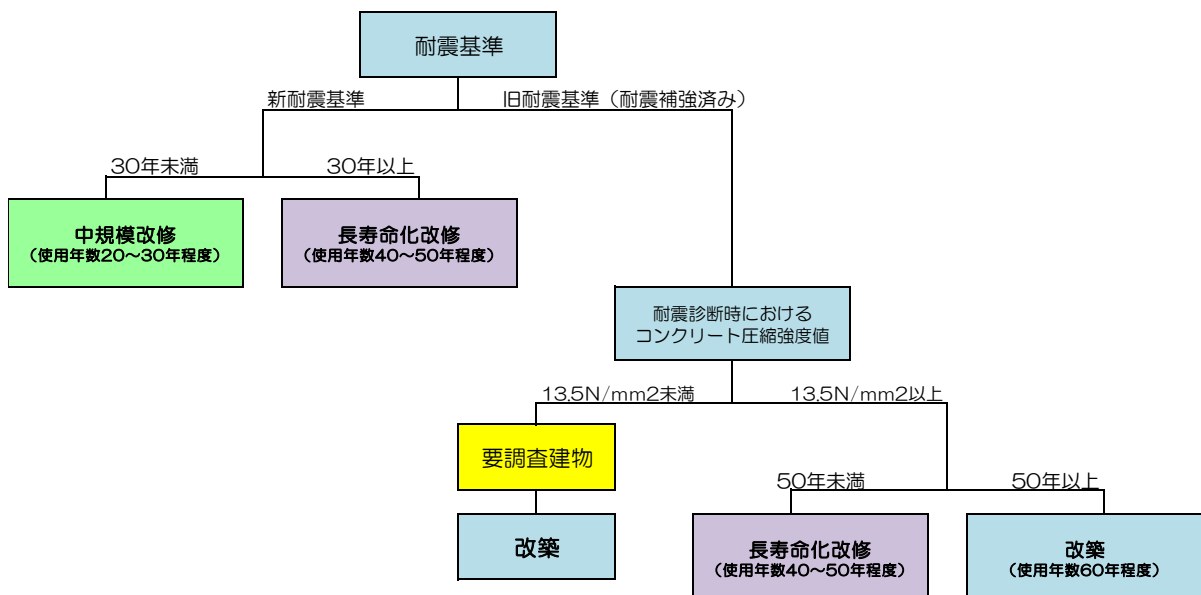


図4-6 整備手法フロー

建物種別		校舎棟						屋内運動場棟	
使用年数		20年・・・		40年・・・		60年・・・		80年	
改修区分		中規模改修		長寿命化改修		中規模改修		長寿命化改修	
部位		内容		範囲		内容		範囲	
建築設備	外部	建物構造	—	—	躯体補強	全面	—	—	
		屋根 屋上	防水塗装 屋根材補修	部分	クラック補修 防水塗装 屋根材貼替 (断熱化) フェンス交換	全面	防水塗装 屋根材補修	部分	
		外壁	クラック補修 防水塗装	部分	外壁材貼替 防水塗装 (断熱化) 雨樋交換	全面	クラック補修 防水塗装	部分	
		サッシ・扉	建付補修	部分	更新 (断熱化)	全面	建付補修	部分	
	内部	内壁 内装	クラック補修 塗装	部分	クラック補修 内壁材貼替 (木質化) 塗装	全面	クラック補修 塗装	部分	
		床	床材補修	部分	床材貼替 (木質化)	全面	床材補修	部分	
		エレベーター スロープ	改修	部分	更新	全面	改修	部分	
		備品・黒板	—	—	更新	全面	—	—	
	外構	グラウンド 体育倉庫	—	—	改修	全面	—	—	
		防球ネット	—	—	更新	全面	—	—	
		門・擁壁 フェンス	—	—	更新	全面	—	—	
		舗装・植栽	—	—	更新	全面	—	—	
電気設備	外部	照明	更新	全面	更新	全面	更新	全面	
		外灯	更新	全面	更新	全面	更新	全面	
		変電設備	改修	部分	更新	全面	改修	部分	
	内部	太陽光	改修	部分	更新	全面	改修	部分	
		分電盤	改修	部分	更新	全面	改修	部分	
		放送・警報	改修	部分	更新	全面	改修	部分	
機械設備	外部	受水槽	—	—	更新	全面	—	—	
		ポンプ	更新	全面	更新	全面	更新	全面	
		給排水	改修	部分	更新	全面	改修	部分	
		散水・井戸	—	—	更新	全面	—	—	
	内部	空調・換気	更新	全面	更新	全面	更新	全面	
		トイレ	改修	部分	改修	全面	改修	部分	
		給排水	—	—	更新(直結化)	全面	—	—	
		ポンプ	更新	全面	更新	全面	更新	全面	
その他	消火栓	改修	部分	更新	全面	改修	部分		
	プール	躯体塗装	部分	更新	全面	躯体塗装	部分		
	給食調理場	—	—	ドライ化	全面	—	—		
	複合化	—	—	検討	—	—	—		

表4-2 整備水準

(6) 標準諸室の設定及び整備面積の想定

長寿命化改修あるいは改築の実施にあたっては、本市が目指すべき教育の実現に必要な諸室、また多様化する教育に対応するための様々な機能を持った諸室を配置していくことが重要です。そのため、充実すべき機能に記載した項目に基づき、必要とされる諸室として、「P.38～39（別表）標準諸室想定」に記載している諸室を、本市の小学校・中学校それぞれの標準諸室としました。

また、各校における整備面積の想定は、各校の将来的な児童生徒数から学級数を想定し、その学級数をベースに算定します。

なお、標準諸室の設定にあたっては、学校の規模に応じて「大規模校」、「適正規模校」、「小規模校」の3つの分類に分け、諸室の広さ、大きさを変更しています。

4 長寿命化整備方針

これまでの長寿命化を中心とした整備計画に必要な検討事項を踏まえ、55校の学校施設について、グループ分けによる長寿命化の可否判別を行い、さらに、グループごとに一定の整備方針を定めます。

(1) 老朽化等の課題のある施設の抽出

全ての施設において、長寿命化改修への転換が必要とされていますが、建物の使用年数や状態によっては改築を含めた整備が望ましいため、施設の条件ごとにグループ分けを行い、長寿命化の可否を判別します。

なお、「文科省手引き」においては、次に示すような施設については、長寿命化改修には適さないとしているため、本方針においても、同様の取り扱いとします。

- ・鉄筋コンクリートの劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築した方が経済的に望ましい施設
- ・コンクリート強度が低い施設（おおむね13.5N/mm² 以下）
- ・基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している施設
- ・校地環境の安全性が欠如している施設
- ・建物の配置に問題があり、改修によっては適切な教育環境を確保できない施設
- ・学校の適正配置など地域の実情により改築せざるを得ない施設

分類		対象校数	判別
分類1	第1期実施計画で計上済みの学校	5校	改築を含めた整備が望ましい学校
分類2	使用年数50年以上経過 又は長寿命化に適さない建物を有する学校	11校	
分類3	使用年数が40年以上経過	16校	長寿命化改修可能
分類4	使用年数が40年未満	11校	
分類5	改築実施済みの学校	12校	

表4-3 校舎のグループ分けによる長寿命化可否

(2) 整備方針

中長期的な整備期間における大まかな整備時期及び整備手法等について、グループごとに整備方針を定めます。

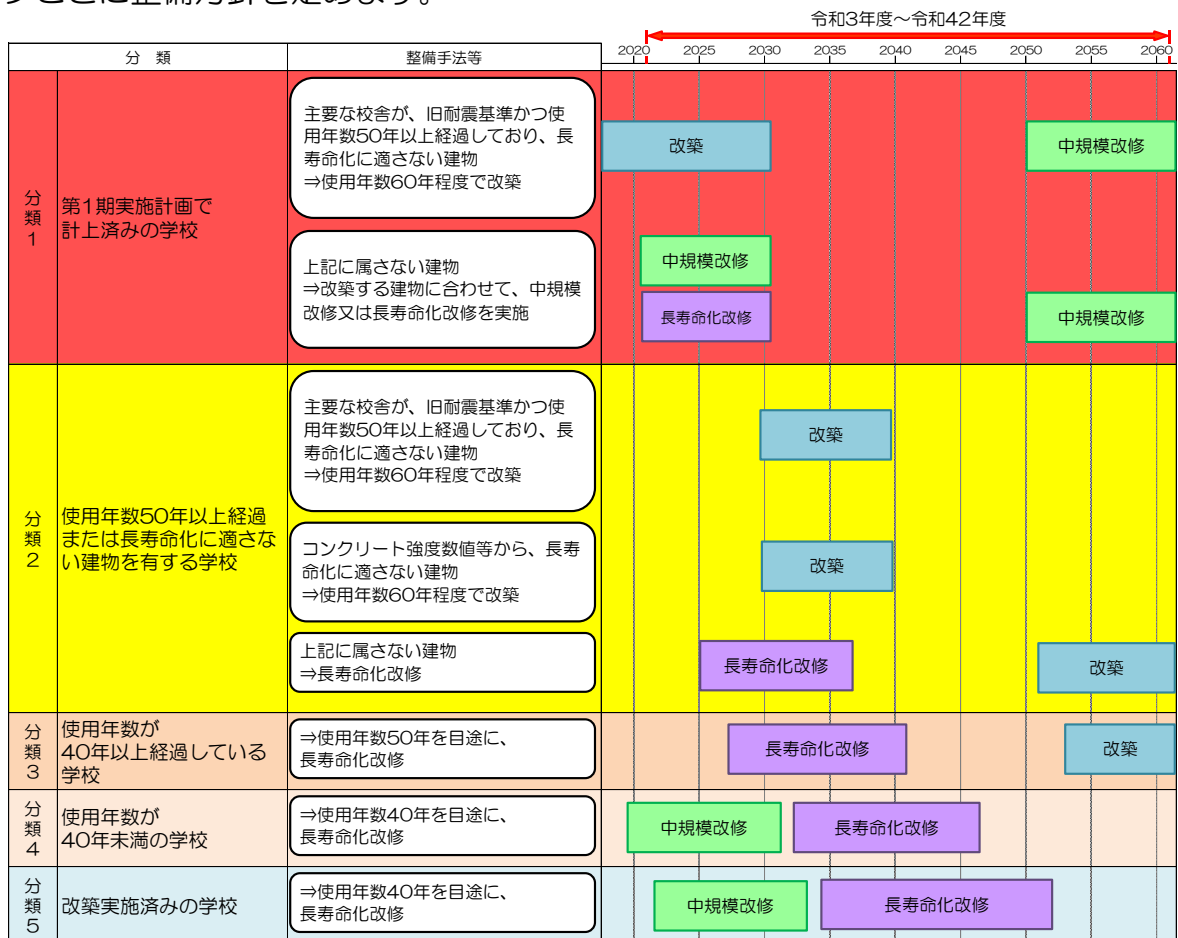


表4-4 分類別整備方針

(3) 長寿命化による維持・更新コスト

長寿命化改修を中心とした整備計画に基づく維持・更新コストでは、今後40年間の経費は、これまでの1年間あたりの投資的経費23.4億円の支出に対して、約2.2倍となる51.9億円の経費がかかる見込みです。なお、「改築型」と比較すると、1年間あたりのコストは、15.4億円程度の減額（▲22.9%）が見込まれます。

改築型とのコスト比較で、期待以上の減額が見込まれない理由として、令和2年現在、建物の使用年数が40年以上を経過する学校は32校で、全体の約6割を占めており、そのうち、長寿命化改修について直近での実施を要する学校は16校で、これらの学校は、今後40年間において、長寿命化改修と改築を実施する計画となることが要因と考えます。

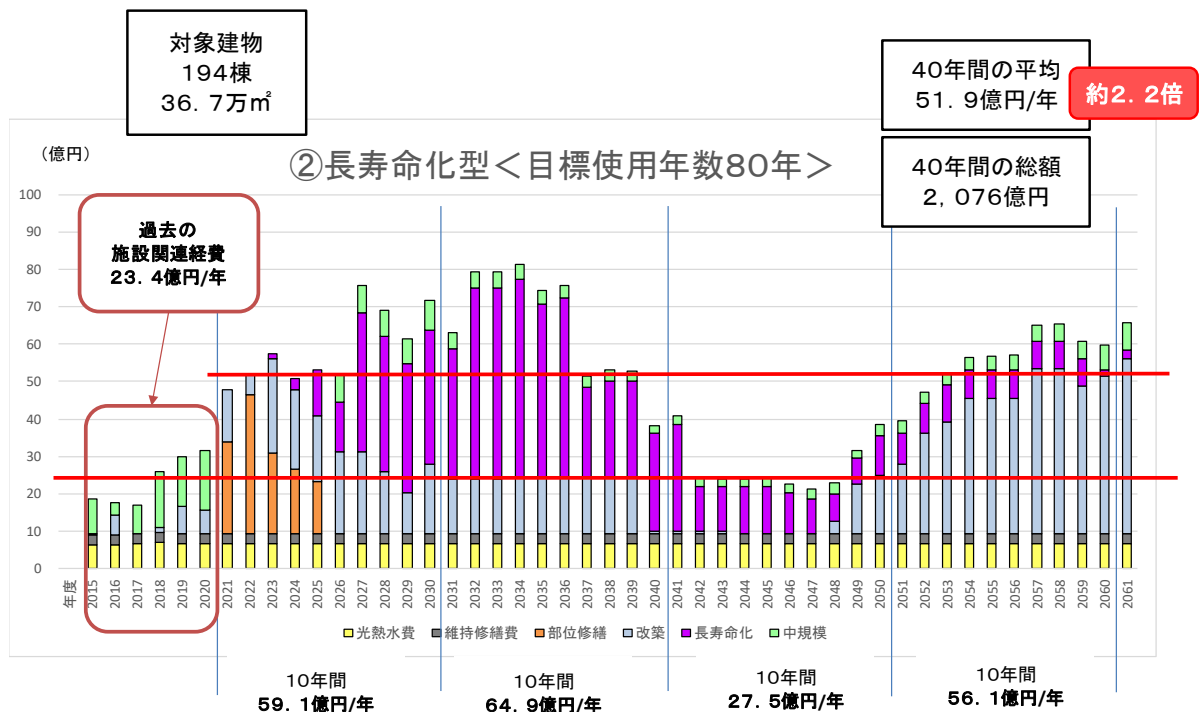


図4-7 長寿命化型グラフ

(4) 実施計画の策定に向けた検討、運用

長寿命化改修を中心とした整備計画を、より実行性のある実施計画として策定していくためには、施設保有のあり方、維持・更新コストの削減、財源の確保が大きな課題となります。現在、保有する全ての施設の長寿命化改修を行っていくことは限界があり、さらなるトータルコスト削減の検討が必要となります。

実施計画の策定にあたっては、特定財源を含めた財源確保と財源の平準化を考慮した計画づくりが不可欠であり、PFI*などの民間資金の活用も含め、様々な手法を検討するとともに、学校施設の劣化状況を確認しながら、各年度の整備実施校数

を検討していかなければなりません。

また、整備手法の選定にあたっては、児童生徒数の推移を見据え、令和3年度から検討を開始する予定の「(仮称)藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」における検討の状況も視野に入れながら、各施設の劣化状況等を考慮し、改築又は長寿命化改修の手法をバランスよく年次計画に組み入れていく必要があります。

一方、一部の過大規模校においては、建物の使用年数の経過から老朽化が進んでいる施設もあり、学校規模の適正化に至らない状況であっても、老朽施設の解消にあわせ、過大規模校の機能面の改善について十分に考慮することが必要です。

なお、施設の基本情報、維持管理にかかる運営経費、工事履歴や劣化情報の一元化による管理体制を構築することで、市全体の総合計画、指針と整合性を図り、「藤沢市公共施設再整備プラン」に事業を位置づけていくことが条件となることから、教育委員会のほか、企画政策部、計画建築部、財務部等との連携、調整による全庁的な検討体制を構築することで、実施計画のフォローアップを実施し、状況に応じて、スケジュールや事業費等を精査し、整備方針の見直しを図っていくことが必要となります。

5 既存施設の適正な管理、運営

本基本方針では、「改築」から「長寿命化改修」への転換を図り、計画的な改修を実施することで、「事後保全」型から、「予防保全」型の管理に転換を図っていくことを目指していますが、これまで実施してきた児童生徒の安全対策及び施設の維持保全対策、教育環境や学校生活の環境の向上のための整備、新たな教育ニーズに対応するための諸整備についても、中規模改修や長寿命化改修の実施時期を考慮しながら、重複することがないように、継続的に実施していくことが必要です。

(1) 施設の安全対策・維持保全

児童生徒の安全対策及び施設の維持保全対策を講じます。

(ア) 外壁・屋上防水改修

鉄筋の爆裂等による外壁の浮きや劣化、剥落などの防止、改善、また、屋上防水の劣化等による雨漏りなどの抑止のため、外壁・屋上防水改修を実施します。

(イ) 設備・機器類の更新、改修

給排水、受変電、プール、エレベーター、放送、消防設備など各種設備・機器を安全かつ正常に使用でき、効率的な維持管理を行うため、耐用年数を考慮した設備・機器の更新やオーバーホール*などを実施します。

(2) 教育・学校生活環境整備

(ア) トイレ改修(2系統目以降の整備を含む)

暗い・汚い・臭いのいわゆるトイレの3K解消のため、未改修となっているトイレの改修を計画的に実施しています。改修にあたっては、一部の便器を除き大便

器の洋式化を図るとともに、節水型や自動洗浄型などを取り入れ、床は衛生面に優れた乾式に変更します。

(イ) 空調設備整備，更新（管理諸室の更新，特別教室への設置を含む）

全校の普通教室及び給食調理室への空調設備整備が完了しましたが，管理諸室等に設置されている空調設備の老朽化が進んでおり，それらの更新と未設置の特別教室への設置を合わせて実施していきます。

(ウ) グラウンド改修

グラウンド表層の劣化による埃の発生や排水の悪化等による教育や近隣への影響への対策として，グラウンド改修工事を計画的に実施していきます。

(エ) 教育内容の変化に適合させるための改修

多様化する教育内容の変化に対応するため，必要に応じて施設改修を実施します。

(3) 新たな教育ニーズに対応する諸整備

(ア) 防災対策

各施設の立地や施設の状況等必要に応じて「藤沢市地域防災計画」との整合性を保つなかで，防災機能の充実を図ります。

(イ) 特別支援学級の整備

余裕教室の状況や児童生徒数の動向を勘案するなかで，特別支援学級の全校への整備を図ります。

(ウ) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

段差解消やスロープの設置等のバリアフリー化を進めるとともに，ユニバーサルデザイン*を取り入れたサイン表示を設置する等，一人ひとりが安心して学ぶことができるよう，様々な障がい特性への対応を考慮した施設整備を行います。

(エ) 施設照明のLED化

既存照明設備の老朽化，省エネルギー推進の観点から，順次，施設照明のLED化を図ります。

(オ) ICT環境の整備

教育現場におけるICTの活用を推進するため，「藤沢市教育情報化推進計画」に基づき，計画的にICT環境の整備を進めます。

(カ) その他諸整備

施設の状況に応じた各種諸整備を実施します。

6 学校の複合化，適正配置の検討

(1) 他機能施設との複合化

「藤沢市公共施設再整備基本方針」では，「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を基本的な考え方のひとつとしており，学校を中心とした他の公共施設との複合化や共用化についても，検討していく必要があります。

本市においては、当面の間、大幅な児童生徒数の減少が見込まれないことを踏まえ、一義的には児童の居場所づくりとなる施設や学校教育との関連性の高い施設との複合化を検討していきます。特に「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」等に基づいて放課後児童クラブ等のスペース確保について検討します。

また、中長期的な視点では、今後さらに少子化が進み、児童生徒数の減少により学校施設に余裕スペースが生じることを念頭に、再整備にあたっては将来的に学校施設の一部を地域コミュニティや福祉施設等との複合化を行うために、転用可能なエリア分けや動線等、児童生徒の安全性を考慮した配置計画の検討を行っていきます。

(2) 学校の適正規模・適正配置の検討

これまで、本市教育委員会では、小中学校の適正配置を図ることを目的とした「藤沢市学校適正配置検討部会」のなかで、児童生徒数の推移や通学区域の再編による課題の整理等、継続的な検討を行ってまいりました。

今後は、文部科学省発行の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考に、統廃合等が学校運営に与える影響、例えば学校行事の実施やクラス替え、児童生徒の生活面では通学時間・距離など、総合的な観点を含め、「(仮称)藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」において、学校関係者や学識経験者、市民等の意見を聞きながら、学校の適正配置に向けた検討を進めます。

なお、基本的な考え方や一定の方針が決定した段階で、本基本方針の見直しやトータルコスト削減等の検討を改めて行います。

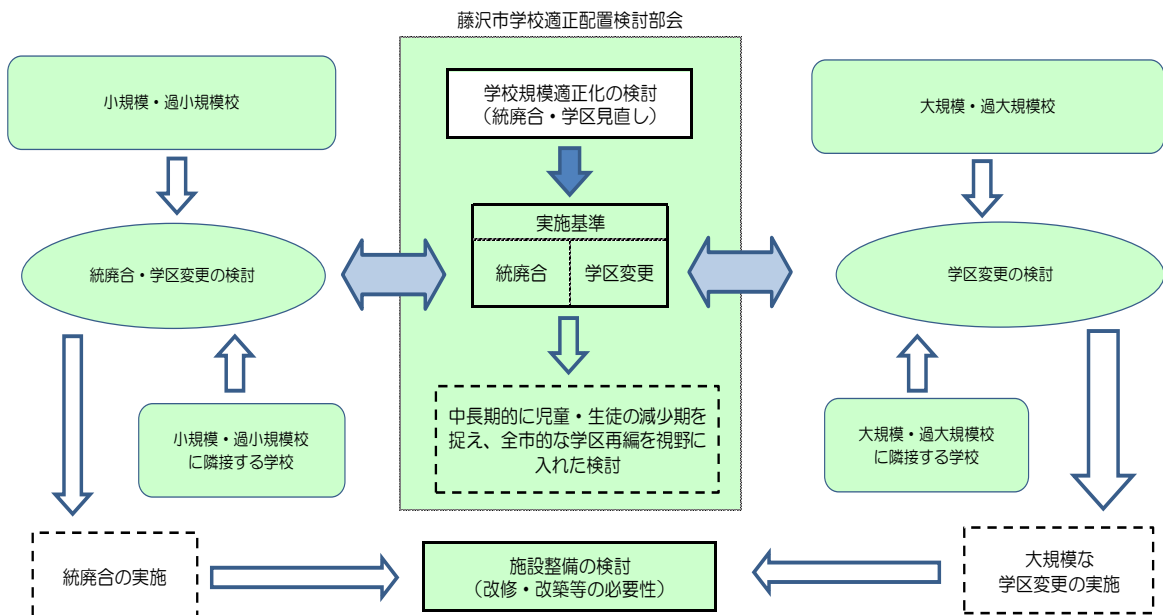


図4-8 学校規模適正化の検討フロー

第5章

学校施設再整備実施計画の策定

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

1 学校施設再整備実施計画の策定に向けて

本市立学校施設の再整備にあたり，本基本方針に基づき，実施計画を策定しますが，55校について長期の財政状況の見通しや実行性の検証も難しいことから，実施計画の計画期間を5年ごとに区切り，随時見直しを行い，「藤沢市公共施設再整備プラン」との整合性を図りながら，再整備を進めていくこととします。計画期間及び見直し時期については，表5のとおりとします。

期	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第1期															
見直し					●										
第2期															
見直し										●					
第3期															
見直し															●

表5 学校施設再整備計画の期間及び見直し時期

(別表) 【小学校】標準諸室想定

*広さは普通教室を基準とし、1とする(7m×8.6m=60.2㎡)

種別	室名	小規模校		適正規規模校		大規模校		参考学校(鶴南小)		備考	
		広さ	必要数	広さ	必要数	広さ	必要数	広さ	設置数		
普通教室関係	普通教室	1	6~11	1	12~24	1	25~	1	18	児童数に応じて(推計含む)	
特別支援学級	指導教室	0.5	※	0.5	※	0.5	※	0.5	3	※児童数に応じて	
	ブレイルーム	1	1	1	1	1	1	1.5	1		
	特学職員室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	用具庫・シャワールーム等	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	特学相談室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
少人数・通級指導教室	少人数教室	0.5	3	0.5	3	1	3	1	3	2学年ごとに0.5~1室	
	通級指導教室	0.5	1	1	1	1	1	0	0	国際教室を含む	
多目的スペース	多目的スペース(大)	1.5	1	2	1	2	1	2	1		
	多目的スペース(小)	0	0	1	0	1	3~4	1	3		
特別教室関係	理科室・準備室	2	1	2	1	2	1	2	1		
	家庭科室・準備室	2	1	2	1	2	1	2	1		
	図工室・準備室	2	1	2	1	2	1	2	1		
	音楽室・準備室	2	1	2	1	2	1	2	1		
	メディアセンター・準備室 (図書室・PC室兼視聴覚室 一体化)	3	1	4	1	4	1	※1 ※1 ※4	1 1 1	※視聴覚室(準備室なし) ※PC室(準備室なし) ※図書室(準備室あり)	
管理諸室関係	校長室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	職員室	1.5	1	2	1	2.5	1	2	1		
	会議室(大)	0	0	1	1	1	1	1	1		
	会議室(小)	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	教職員休憩室及び更衣室	1	1	1.5	1	2	1	1.5	1	男女別に1室ずつ	
	事務室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	教職員用トイレ	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	男女別	
	用務員室	0.5	1	1	1	1	1	0.75	1		
	教材室	0.25	3~4	0.5	3~4	1	3~4	0.25	3	各階に設置	
	倉庫	0.25	3~4	0.25	3~4	0.5	3~4	0.5	5	各階に設置	
	印刷室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	職員室隣接設置	
	保健室	1	1	1	1	1.5	1	1	1	温水シャワー設置	
	カウンセリング室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	保健室隣接設置	
設備機器機械室	1	2	1	2	1	2	1	6	電気室・受水槽室・空調機械室等		
その他学習関係諸室	放送室・スタジオ	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	児童更衣室	0.5	3	0.5	3	0.5	3	1	3	2学年ごとに0.5室(男女別)	
	相談室及びリソースルーム	0.5	2	0.5	2	0.5	2	0.5	3		
給食施設	焼窯庫	0.25	1	0.25	1	0.25	1	0.25	1	屋外もしくは図工室隣接設置	
	ランチルーム	0	0	1	1	1	1	0	0	多目的スペース等と兼用検討	
	調理場	6	1	7	1	8	1	8	1	付属施設(事務室、休憩室等)含む	
配膳室	配膳室	0.5	3~4	0.5	3~4	0.5	3~4	0.5	4	各階に設置、給食用エレベーター含む	
	昇降口	1	1	1	2	1	3	2.5	1	規模に応じて	
	外来者用玄関	0.25	1	0.25	1	0.25	1	0.5	1		
共通空間	児童トイレ(大)	1	3~4	1	3~4	1	3~4	1	4	各階に設置(男女別)	
	児童トイレ(小)	0	0	0.5	3~4	0.5	3~4	0.5	3	各階に設置(男女別)	
	みんなのトイレ	0.25	3~4	0.25	3~4	0.25	3~4	0.25	4	各階に設置	
	エレベーター	0.25	3~4	0.25	3~4	0.25	3~4	0.25	4	各階に設置	
	廊下・階段・通路等	20%程度		20~40%程度		40%程度		25%程度		規模に応じて(上記面積合計の○%)	
	バブックススペース	PTA室	0.5	1	0.5	1	1	1	0.75	1	
防災関係	防災備蓄倉庫(大)	0	0	1	1	1	1	※2	1	※津波避難のため	
	防災備蓄倉庫(小)	0.5	1	0.5	0	0.5	0	※0.75	1	※津波避難のため	
屋内運動施設	体育館(付属施設含む)	15	1	15~20	1	20	1	20	1	規模に応じて(既存施設+付属施設)	
プール施設	機械室及び器具庫	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1		
	更衣室及びトイレ	0.5	1	0.5	1	0.5	1	1	1	男女別	
屋外施設	体育倉庫	0.5	1	1	1	1	1	1	1	屋外トイレ含む	
	ゴミ庫	0.5	1	1	1	1	1	0.75	1		
複合化施設	放課後児童クラブ	1	1	1	1	1	1	0.75	2	付属設備(トイレ等)含む	
	放課後子ども教室	1	1	1	1	1	1	0	0	多目的スペース等との兼用検討	
	※保育園	-	-	-	-	-	-	※20	1	※津波避難対策による複合化	
	※保小共用スペース	-	-	-	-	-	-	※3	1	※津波避難対策による複合化	

【別表】 【中学校】 標準諸室想定

* 広さは普通教室を基準とし、1とする (7.2m×9m=64.8㎡)

種別	室名	小規模校		適正規模校		参考学校(第一中)		備考
		広さ	必要数	広さ	必要数	広さ	設置数	
普通教室関係	普通教室	1	6~11	1	12~24	1	16	生徒数に応じて (推計含む)
特別支援学級	指導教室	0.5	※	0.5	※	0.75	2	※生徒数に応じて
	プレイルーム	1	1	1	1	1.5	1	
	特学職員室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	用具庫、シャワールーム等	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	特学相談室	0.5	1	0.5	1	0	0	
少人数・通級	少人数教室	0.5	3	0.5	3	1	4	学年ごとに0.5~1室
指導教室	通級指導教室	0.5	1	0.5	1	0	0	
多目的スペース	多目的スペース	1.5	1	2	1	1	3	
特別教室関係	第1理科室・準備室	2	1	2	1	※2	1	※準備室併設
	第2理科室・準備室	1.5	1	1.5	1	1.5	1	
	家庭科調理室・準備室	2	1	2	1	※2	1	※準備室併設
	家庭科被服室・準備室	1.5	1	1.5	1	1.5	1	
	技術科金工室・準備室	2	1	2	1	※2.5	1	※準備室併設
	技術科木工室・準備室	0	0	1.5	1	1.5	1	
	第1音楽室・準備室	2	1	2	1	※2	1	※準備室併設
	第2音楽室・準備室	0	0	1.5	1	1.5	1	
	第1美術室・準備室	2	1	2	1	※2	1	※準備室併設
	第2美術室・準備室	0	0	1.5	1	1.5	1	
メディアセンター・準備室 (図書室・PC室兼視聴覚室 一体化)	※2	1	※視聴覚室 (準備室なし)					
	※2	1	※PC室 (準備室なし)					
	※3	1	※図書室					
管理諸室関係	校長室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	職員室	2	1	2~2.5	1	2	1	規模に応じて
	会議室 (大)	1	1	1	1	1	1	
	会議室 (小)	0.5	1	0.5	1	0.5	2	
	教職員休憩室及び更衣室	0.5	2	0.75	2	0.25	2	男女別
	事務室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	倉庫含む
	教職員用トイレ	0.5	1	0.5	1	1	1	男女別
	用務員室	0.5	1	1	1	1	1	
	教材室	0.5	1~2	0.5	3~4	0.5	5	各階に設置
	倉庫	0.25	1~2	0.25	3~4	0.25	6	各階に設置
	印刷室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	職員室隣接設置
	保健室	1	1	1	1	1	1	温水シャワー設置
	カウンセリング室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	保健室隣接設置
設備機器機械室	1	2	1	2	2.5	1	電気室・受水槽室・空調機械室等	
その他学習関係諸室	生徒会室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	放送室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	生徒更衣室	0.5	6	0.5	6	1	3	各学年ごとに男女別
	相談室及びリソースルーム	0.5	3~4	0.5	3~4	0.5	5	各階に設置
	焼窯庫	0.25	1	0.25	1	0.25	1	屋外もしくは技術科室に隣接設置
給食施設	配膳室	0.5	3~4	0.5	3~4	0	0	各階に設置
共通空間	昇降口	2	1	2	1~2	3	1	規模に応じて
	外来者用玄関	0.25	1	0.25	1	0.25	1	
	生徒トイレ (大)	1	3~4	1	3~4	1	3	各階に設置 (男女別)
	生徒トイレ (小)	0	0	0.5	3~4	0.75	3	各階に設置 (男女別)
	みんなのトイレ	0.25	3~4	0.25	3~4	0.25	3	各階に設置
	エレベーター	0.25	3~4	0.25	3~4	0.25	3	各階に設置
	廊下・階段・通路等	20%程度		20~40%程度		20%程度		規模に応じて (上記面積合計の○%)
パブリックスペース	PTA室	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	1	1	1	0.5	1	
屋内運動施設	体育館 (武道場等含む)	18	1	18~24	1	※25	1	規模に応じて ※武道場なし
プール施設	機械室及び器具庫	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	更衣室及びトイレ	0.75	1	0.75	1	0.75	1	男女別
屋外施設	体育倉庫	1.5	1	1.5	1	1.5	1	屋外トイレ含む
	部室	2	1	2	1	2	1	
	ゴミ庫	1	1	1	1	0.2	2	

用語集

対象：本文中の「*（アスタリスク）」を付した用語

頁	用語	解説
p.5	旧耐震基準	建築物の地震に耐えることのできる構造の基準で1981年（昭和56年）5月31日までの建築確認において適用されていた基準。 これ以降の基準を新耐震基準という。
p.7	耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている税務上、減価償却費の算定の際に用いられる年数。 例：建物（鉄筋コンクリート造）-47年，冷暖房設備-13年，給排水設備15年（財務省令）
	ICT（Information and Communication Technology）	情報コミュニケーション技術。電子黒板，実物投影機，児童生徒用PC・タブレット，デジタル教材などを多様な学習のための重要な手段として活用。
	適正規模	法令上，学校規模の標準は，学級数により設定されており，小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが，この標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっていて，本市では12学級以上24学級以下を適正規模としている。 ～参考法令～ 学校教育法施行規則 第41条 小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし，地域の実態その他により特別の事情のあるときは，この限りでない。 第79条 第41条から第49条まで，・・・（中略） 第68条までの規定は，中学校に準用する。（以下略）
p.10	事後保全	故障等が起きた後に対策をとって，修理を行う保全方法。
	予防保全	故障等が起きる前に対策をとって，故障が起きないようにする保全方法。

頁	用語	解説
p.13	加配定数	習熟度別指導のための少人数指導の実施, いじめや不登校等への対応など, 学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数(基礎定数)とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。
	小1プロブレム	小学校 1 年生などの教室において, 学習に集中できない, 教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。
	中1ギャップ	児童が小学校から中学校への進学において, 新しい環境での学習や生活にうまく適応できず, 不登校等につながっていく事態。
p.14	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し, 障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ, 自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下, 障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
p.15	小1の壁	保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため, 子どもが小学校に入学すると, これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況。
	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(放課後児童)に対し, 授業の終了後に学校や児童館等を利用し適切な遊びや生活の場を与え, 健全な育成を図ることを目的とした施設。
	放課後子ども教室	小学生を対象に, 安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け, 地域住民の参画を得て, 学習やスポーツ・文化芸術活動, 地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する事業。
p.32	P F I (Private Finance Initiative)	民間資金を活用した社会資本整備。地方自治体が基本的な事業計画を作り, 資金やノウハウを提供する民間事業者を入札等で募る手法。
p.33	オーバーホール	機械製品を部品単位まで分解して清掃・再組み立てを行い, 新品時の性能状態に戻す作業のこと。
p.34	ユニバーサルデザイン	言語, 国籍, 年齢, 性別, 障がいの有無などにかかわらず, 誰もが利用しやすいよう, 都市や生活環境をデザインする考え方。



藤沢市立学校施設再整備基本方針

～学校施設の長寿命化に向けて～

発行年月 2021年（令和3年）3月

発行 藤沢市教育委員会

編集 教育部 学校施設課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111（内線5121）

FAX 0466-50-8424

E-mail : fj-gakko-s@city.fujisawa.lg.jp